

## **少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担率2分の1復元及び制度の拡充を図るための2023年度政府予算に係る意見書**

2021年3月31日、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることになった。しかし、文部科学大臣が国会で答弁したように、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施、さらにはきめ細やかな教育を行うための30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

一方、厳しい財政状況の中、大分県においては、独自財源による小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われているが、本来は国の責任で行われるべきものである。義務教育は自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国段階での国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定と財源の保障が必要である。

全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、そのためには子どもの豊かな学びを保障するための条件整備が不可欠となる。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記事項の実現を求める。

### 記

1. 教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. さらなる少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年6月29日

大分県佐伯市議会